

平成 28 年伯耆町
第 6 回定例会

条例等議案説明資料概要



平成 28 年 12 月

伯耆町 総務課

議案等説明資料

提出課：総務課

議案番号 80	伯耆町職員の給与に関する条例の一部改正について																																															
(提案理由及び概要)																																																
1. 理由	平成28年8月の人事院勧告等に準じて、本町の給与について所要の改正を行うもの																																															
2. 概要	<p>○月例給 給料表の改正(平均0.2%の引き上げ)</p> <p>○扶養手当 平成29年度から平成30年度までに段階的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者に対する扶養手当を月額6,500円に引き下げ(現行:月額13,000円) ・子に対する扶養手当を月額10,000円に引き上げ(現行:月額6,500円) ・配偶者のない職員への加算を廃止(現行:扶養親族のうち一人を月額11,000円) ・経過措置は以下のとおり <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>扶養親族</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,000</td> <td>10,000</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>6,500</td> <td>8,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>父母等</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>1人目加算(子)</td> <td>11,000</td> <td>10,000</td> <td>(加算なし)</td> </tr> <tr> <td>(父母等)</td> <td>11,000</td> <td>9,000</td> <td>(加算なし)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○期末・勤勉手当</p> <p>再任用職員以外の職員 支給月数を0.1月分引き上げ(現行4.2月→改定4.3月)</p> <p>再任用職員 支給月数を0.05月分引き上げ(現行2.2月→改定2.25月)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>現行</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> <tr> <th>期末/勤勉</th> <th>期末/勤勉</th> <th>期末/勤勉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員 6月期</td> <td>1.225/0.8</td> <td>1.225/0.8</td> <td>1.225/0.85</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375/0.8</td> <td>1.375/0.9</td> <td>1.375/0.85</td> </tr> <tr> <td>再任用 6月期</td> <td>0.65/0.375</td> <td>0.65/0.375</td> <td>0.65/0.4</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>0.8/0.375</td> <td>0.8/0.425</td> <td>0.8/0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○その他の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域手当(7級地を新設) ②管理職特別勤務手当(平日の深夜勤務を支給対象とする) 	扶養親族	平成28年度	平成29年度	平成30年度	配偶者	13,000	10,000	6,500	子	6,500	8,000	10,000	父母等	6,500	6,500	6,500	1人目加算(子)	11,000	10,000	(加算なし)	(父母等)	11,000	9,000	(加算なし)		現行	平成28年度	平成29年度	期末/勤勉	期末/勤勉	期末/勤勉	職員 6月期	1.225/0.8	1.225/0.8	1.225/0.85	12月期	1.375/0.8	1.375/0.9	1.375/0.85	再任用 6月期	0.65/0.375	0.65/0.375	0.65/0.4	12月期	0.8/0.375	0.8/0.425	0.8/0.4
扶養親族	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																													
配偶者	13,000	10,000	6,500																																													
子	6,500	8,000	10,000																																													
父母等	6,500	6,500	6,500																																													
1人目加算(子)	11,000	10,000	(加算なし)																																													
(父母等)	11,000	9,000	(加算なし)																																													
	現行	平成28年度	平成29年度																																													
	期末/勤勉	期末/勤勉	期末/勤勉																																													
職員 6月期	1.225/0.8	1.225/0.8	1.225/0.85																																													
12月期	1.375/0.8	1.375/0.9	1.375/0.85																																													
再任用 6月期	0.65/0.375	0.65/0.375	0.65/0.4																																													
12月期	0.8/0.375	0.8/0.425	0.8/0.4																																													
3. 施行期日	給料表の改正及び勤勉手当の改正は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用し、扶養手当、その他手当等の改正については平成29年4月1日から施行する。																																															

提出課：総務課

議案番号 81	伯耆町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うもの。
2. 概要	趣旨を定めた規定中及び特定個人情報の提供を定めた規定中引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項を改める。
3. 施行期日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案等説明資料

提出課：総務課

<p>議案番号 82、83、84、85、86</p>	<p>鳥取県町村総合事務組合設立に伴う議決案件について</p>
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 提出理由 組合の強化、事務の効率化、事務経費の節減合理化をはかるため、鳥取県町村職員退職手当組合に鳥取県町村消防災害補償組合を統合し、鳥取県町村総合事務組合とする。また、共同設置機関として設置している鳥取県非常勤公務災害補償等認定委員会(退職手当組合内で業務実施)の公務災害認定事務に、町村が今まで行っていた補償金支払い事務を加え、この総合事務組合で実施・運営する。</p> <p>2. 議会提出案件 ①鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更について ②鳥取県町村消防災害補償組合の解散について ③鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分について ④町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止について ⑤伯耆町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止</p> <p>3. 概要</p> <div data-bbox="395 974 1500 1814"> <p>①退手組合規約の変更</p> <p>②消防組合の解散</p> <p>③消防組合解散に伴う財産処分</p> <p>④認定委員会・審査会の共同設置の廃止(及び財産処分)</p> <p>⑤認定委員会・審査会の共同設置の廃止に伴う町条例の廃止</p> <p>退職手当組合(退職手当支給事務) (一部事務組合)</p> <p>消防組合(消防団員等の損害補償事務) (一部事務組合)</p> <p>認定委員会(認定事務) (共同設置機関)</p> <p>各町村(補償金支払事務)</p> <p>総合事務組合(一部事務組合)</p> <p>1 退職手当の支給事務 2 消防団員等の損害補償に関する事務 3 非常勤職員の公務災害に関する補償事務</p> <p>※⑤町条例の廃止…非常勤職員等の公務災害補償については条例で定めることとされていたが、総合事務組合の規約に定めることとなり、町条例で定める必要がなくなるため廃止する。</p> </div> <p>4. 施行期日 平成29年4月1日</p>	

5. 財産処分関係資料

(1) 鳥取県町村消防災害補償組合

平成28年度決算見込(平成28年10月31日現在)

歳入

(単位:千円)

款	予算額	収入済額(4~9月)	予定額(10~3月)	差引額
第1款 負担金	11,776	11,461	315	0
第2款 財産収入	9	3	0	6
第3款 消防基金交付金	11,017	484	1,200	9,333
第4款 繰入金	801	800	0	1
第5款 繰越金	600	814	0	△214
第6款 諸収入	3	1	1	1
歳入合計	24,206	13,563	1,516	9,127

計 15,079 ①

歳出

(単位:千円)

款	予算額	支出済額(4~9月)	予定額(10~3月)	差引額
第1款 議会費	44	0	32	12
第2款 総務費	7,034	3,209	3,434	391
第3款 補償費	9,700	79	405	9,216
第4款 事業費	1,366	0	1,238	128
第5款 公債費	1	0	0	1
第6款 消防基金掛金	5,954	5,919	0	35
第7款 積立金	9	3	0	6
第8款 予備費	98	0	0	98
歳出合計	24,206	9,210	5,109	9,887

計 14,319 ②

予定財産額(平成29年3月31日)

① 歳入歳出差引額	760	①-②
② 財政調整基金積立金	7,358	
③ 退職手当積立金	12,393	
④ 予定財産額(①+②+③)	20,511	

(2) 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会

平成28年度決算見込(平成28年10月31日現在)

歳入

(単位:千円)

款	予算額	支出済額(4~9月)	予定額(10~3月)	差引額
第1款 負担金	57	57	0	0
第2款 繰越金	171	175	0	△4
第3款 諸収入	1	0	1	0
歳入合計	229	232	1	△4

計 233 ①

歳出

(単位:千円)

款	予算額	支出済額(4~9月)	予定額(10~3月)	差引額
第1款 総務費	71	0	16	55
第2款 委員会費	151	0	34	117
第3款 予備費	7	0	0	7
歳出合計	229	0	50	179

計 50 ②

予定財産額(平成29年3月31日)

① 歳入歳出差引額	183	①-②
-----------	-----	-----

議案等説明資料

提出課：健康対策課

議案番号 87	日野病院組合規約の変更について				
(提案理由及び概要)					
1. 理由	介護老人保健施設事業の指定管理終了(介護老人保健施設事業会計終了)に伴い、規約を変更する協議をすることについて、議会の議決を求めるもの。				
2. 概要	(1) 日野病院組合規約第3条(組合の共同処理する事務)から「介護老人保健施設事業」を削除する。 (2) 同規約第13条第2項の負担金の負担割合について、「介護老人保健施設事業」に関する規定を削除する。				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">改正後</th> <th style="width: 50%;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、医療法(昭和23年法律第205号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき病院事業、診療所事業及び在宅介護支援事業に関する事務を共同処理する。</p> <p>(組合の経費の支弁方法)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項第4号に定める負担金の負担割合は、日野町89.7パーセント、江府町10.0パーセント、伯耆町0.3パーセントとする。ただし、施設設備整備のための負担金の負担割合は、日野町80.0パーセント、江府町15.0パーセント、伯耆町5.0パーセントとする。</p> </td> <td> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、医療法(昭和23年法律第205号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき病院事業、診療所事業、在宅介護支援事業及び介護老人保健施設事業に関する事務を共同処理する。</p> <p>(組合の経費の支弁方法)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項第4号に定める負担金の負担割合は、病院事業、診療所事業及び在宅介護支援事業(以下「病院事業等」という。)に関しては日野町89.7パーセント、江府町10.0パーセント、伯耆町0.3パーセントとし、介護老人保健施設事業に関しては日野町10.0パーセント、江府町90.0パーセントとする。ただし、病院事業等の施設設備整備のための負担金の負担割合は、日野町80.0パーセント、江府町15.0パーセント、伯耆町5.0パーセントとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、医療法(昭和23年法律第205号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき病院事業、診療所事業及び在宅介護支援事業に関する事務を共同処理する。</p> <p>(組合の経費の支弁方法)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項第4号に定める負担金の負担割合は、日野町89.7パーセント、江府町10.0パーセント、伯耆町0.3パーセントとする。ただし、施設設備整備のための負担金の負担割合は、日野町80.0パーセント、江府町15.0パーセント、伯耆町5.0パーセントとする。</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、医療法(昭和23年法律第205号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき病院事業、診療所事業、在宅介護支援事業及び介護老人保健施設事業に関する事務を共同処理する。</p> <p>(組合の経費の支弁方法)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項第4号に定める負担金の負担割合は、病院事業、診療所事業及び在宅介護支援事業(以下「病院事業等」という。)に関しては日野町89.7パーセント、江府町10.0パーセント、伯耆町0.3パーセントとし、介護老人保健施設事業に関しては日野町10.0パーセント、江府町90.0パーセントとする。ただし、病院事業等の施設設備整備のための負担金の負担割合は、日野町80.0パーセント、江府町15.0パーセント、伯耆町5.0パーセントとする。</p>
改正後	改正前				
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、医療法(昭和23年法律第205号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき病院事業、診療所事業及び在宅介護支援事業に関する事務を共同処理する。</p> <p>(組合の経費の支弁方法)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項第4号に定める負担金の負担割合は、日野町89.7パーセント、江府町10.0パーセント、伯耆町0.3パーセントとする。ただし、施設設備整備のための負担金の負担割合は、日野町80.0パーセント、江府町15.0パーセント、伯耆町5.0パーセントとする。</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、医療法(昭和23年法律第205号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき病院事業、診療所事業、在宅介護支援事業及び介護老人保健施設事業に関する事務を共同処理する。</p> <p>(組合の経費の支弁方法)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項第4号に定める負担金の負担割合は、病院事業、診療所事業及び在宅介護支援事業(以下「病院事業等」という。)に関しては日野町89.7パーセント、江府町10.0パーセント、伯耆町0.3パーセントとし、介護老人保健施設事業に関しては日野町10.0パーセント、江府町90.0パーセントとする。ただし、病院事業等の施設設備整備のための負担金の負担割合は、日野町80.0パーセント、江府町15.0パーセント、伯耆町5.0パーセントとする。</p>				
3. 施行期日	鳥取県知事の許可のあった日から施行する。				

議案等説明資料

提出課：住民課

議案番号 88	固定資産評価審査委員会委員の選任について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由 現固定資産評価審査委員会委員の任期満了による新委員の選任 (現委員3名中、2名を引き続き選任し、1名を新たに選任する。)</p> <p>2. 概要 ○ 固定資産評価審査委員会 固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を審査決定するために、固定資産評価審査委員会を設置する。</p> <p style="padding-left: 40px;">固定資産評価審査委員</p> <p style="padding-left: 80px;">奥田 晃彦 森本 真人 橋谷 賢二</p> <p>○ 任期 平成29年2月18日から平成32年2月17日(3年)</p> <p>○ 根拠法令・条文 地方税法第423条 伯耆町固定資産評価審査委員会条例(条例第27号)</p>	

提出課：総務課

議案番号 89	教育委員会委員の任命について				
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由 教育委員会委員 大木寿之氏 の任期が平成29年2月17日で満了となるため、委員の任命について議会の同意を求めるもの。</p> <p>2. 概要 教育委員会委員 (再任)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">氏 名</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">任 期</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">大木 寿之</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">4 年</td> </tr> </table> <p>3. 根拠法令 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項</p>		氏 名	任 期	大木 寿之	4 年
氏 名	任 期				
大木 寿之	4 年				

議案番号 90	伯耆町立小規模保育所条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 制定理由	児童福祉法に規定する小規模保育事業を行う施設として、小規模保育所を設置するため、施設の設置・管理に関し必要な事項を定めるもの
2. 概要	(1) 本条例で定める主な事項 <ul style="list-style-type: none"> ①施設の名称(第2条) 小規模保育所こどもパル ②設置位置(第2条) 伯耆町大殿1081番地7 ③利用定員(第2条) 19人 ④保育料(第3条) 「伯耆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例」による ※保育所と同一基準 ⑤指定管理に関すること(第4条～第6条) ⑥休所日(第7条) 日曜日、祝日 ⑦開所時間(第8条) <ul style="list-style-type: none"> ア. 月～金曜日 午前7時30分～午後7時00分 イ. 土曜日 午前7時30分～午後6時30分 (2) 別に規則で定める主な事項(予定) <ul style="list-style-type: none"> ①保育時間に関すること <ul style="list-style-type: none"> ア. 保育標準時間 午前7時30分～午後6時30分 イ. 保育短時間 午前8時00分～午後4時00分 ②設備及び運営の基準 「伯耆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」による ③延長保育の実施に関すること
3. 施行期日	平成29年4月1日(小規模保育所開所日)

議案等説明資料

提出課：農業委員会

議案番号 91	伯耆町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
(提案理由及び概要)	
1. 理由	平成27年8月28日に成立し平成28年4月1日から施行された改正農業委員会法に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定するもの。
2. 概要	農業委員の定数を8人、農地利用最適化推進委員の定数を12人とする。 また、新設する農地利用最適化推進委員の身分は農業委員と同様の報酬、費用弁償とし、月額報酬は21,600円とする。 なお、伯耆町農業委員会の選挙による委員の定数条例は廃止する。
3. 施行期日	平成29年7月20日又はこの条例の公布の際に存在する伯耆町農業委員会の委員が全てなくなった日の翌日のいずれか早い日から施行する。

提出課：総務課

議案番号 92	伯耆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	平成28年8月の人事院勧告等に準じて、所要の改正を行うもの
2. 概要	人事院勧告により、国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が平成29年1月1日付で改正されることにあわせ以下の内容で改正を行うもの。 1. 介護休暇の分割 職員が介護休暇を請求できる期間(指定期間)を1の要介護状態ごとに3回以下、かつ合計6月以下の範囲で指定。 2. 介護時間の新設 連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと(介護時間)を承認できる仕組みを新設。(勤務しなかった時間は無給とする。) 3. 育児休業等に係る子の範囲の拡大 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を次に掲げる子にも拡大する。 ①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子 ②里親である職員に委託されており、かつ当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子 (平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子) ③その他法律上の親子関係に準ずる関係にある子
3. 施行期日	平成29年1月1日